

## 感染症等の発生時又はその疑いがある際における基本的な心得

これは事業所、施設における標準的な対応方法を具体的に例示したものです。  
各事業所、施設において、それぞれ必要な対策、体制を平素から準備しておいてください。

感染症等の発生時又はその疑いがある際は、施設・事業所全体で対応することとなります。平常時に準備してある連絡網・報告用紙等を使用し、職員はそれぞれ所定の役割に応じて対応します。また、同時に姫路市保健所、姫路市介護保険課及び被保険者の属する保険者（他市町村）などに報告をします。  
特に集団発生は発症規模が大きいこともあり、マスコミに取り上げられることがあります。患者や家族が偏見・差別等で人権を損なわないように、情報管理も重要となります。

### 【職員への周知】

施設・事業所の管理者は感染症等の発生状況を関係職員に周知し、対応の徹底を図ります。日ごろから連絡方法を整備してください。

#### <周知内容>

- 発症状況
  - ① 発症時期      ② 症状      ③ 発症者数      ④ 発症場所等
- 受診状況
  - ① 受診者数      ② 医療機関名      ③ 診断名      ④ 治療状況等
  - ⑤ 検査の実施状況とその結果
- 健康調査の実施
  - ① 利用者の健康観察      ② 職員の健康管理
- 二次感染症予防の実施
  - ① 排泄物・おう吐物の適切な処理      ② 施設・事業所や身の回りの物の清潔・消毒

### 【管理医、協力医療機関等並びに保健所への連絡】

施設・事業所の管理者は、管理医等へ発生状況を正確に報告し、重篤化や感染症等の拡大を防ぐための適切な医療及び指示を受けてください。

また、施設・事業所の管理者は、管理医等への報告・相談等の後、感染症等の発生状況等について、保健所へ速やかに連絡して指示等を受けてください。

#### <周知内容>

- 発症状況
  - ① 発症時期      ② 症状      ③ 発症者数      ④ 発症者の属性
- 受診状況
  - ① 受診者数      ② 医療機関名      ③ 診断名      ④ 治療状況等
  - ⑤ 検査の実施状況とその結果
- 相談内容
  - ① 今後の対応      ② 感染症等の予防策の実施      ③ 保健所への連絡

## 【市町村等の社会福祉施設等主管課への報告】

施設・事業所の管理者は、感染症等の発生又は発生が疑われる場合のうち、厚生労働省通知で定める報告基準に該当する場合、姫路市介護保険課、社会福祉施設等主管課、被保険者の属する他の市町村、事業所・施設が所在する他の市町村などへ速やかに連絡して、対応について指示等を受けてください。

姫路市介護保険課あての第一報は、別紙「介護保険事業者 感染症等報告書（速報）」にて必ず報告してください。また、後日、別紙「事故報告書」を提出してください。

なお、別紙「介護保険事業者 感染症等報告書（速報）」をFAXなどにて報告した際、姫路市介護保険課あてに送信した旨、必ず電話連絡を行ってください。

厚生労働省通知（平成17年2月22日付）

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

### ＜報告基準＞

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

## 【利用者家族への連絡】

発生状況を説明し、健康調査や二次感染予防について協力を依頼します。

### ＜提供内容＞

発生状況、受診状況とその結果、二次感染予防の説明、健康調査の依頼など